

平成21年5月25日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2003～2008

課題番号：15084213

研究課題名（和文） 市民の法使用の実態と課題——司法書士の使用——

研究課題名（英文） The Mobilization of Judicial Scrivener in Japan

研究代表者

仁木 恒夫 (NIKI TSUNEO)

大阪大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：80284470

研究成果の概要：本研究では、わが国で初めて、全国の定量的データに基づいてトラブル経験者の相談機関探索行動の実相と、その中での司法書士使用の実態を明らかにした。トラブル経験者にとって、司法書士は相談機関としての存在感はまだ大きくはないが、従来の主要業務に近接したトラブルに関して重要な選択肢となっていること、まだ法的な助言を期待する機関として認知されていないが実際には法的助言提供がなされていることが経験的に明らかになった。他方で、トラブル経験者の司法書士へのアクセス・ルートは、本人を含めて概して近しい関係者の紹介に限られており、複数の相談機関の中でのトラブル経験者の助言探索行動の中で規則的な流れを形成するにはいたっていない。司法制度改革の中で機能拡充が図られた司法書士に対して、今後、トラブル経験者のアクセスの機会を増加させる仕組み、また司法書士のもとにたどり着いた事案を適切に処理していくための多様な機関との協働の工夫を検討する必要があると指摘される。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2003年度	1,000,000	0	1,000,000
2004年度	1,300,000	0	1,300,000
2005年度	1,000,000	0	1,000,000
2006年度	900,000	0	900,000
2007年度	1,000,000	0	1,000,000
2008年度	600,000	0	600,000
総計	5,800,000	0	5,800,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：民事紛争、司法書士、紛争当事者、法使用、状況、認知

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究開始当初、司法制度改革が本格的に始まった。本研究がその一部を構成する法専門職利用調査の関係では、法曹養成制度改革とともに弁護士的大幅増員が計画され、隣接専門職の機能拡充も図られた。トラブル経験者にとって、相談先の選択肢が質量ともに増加することが予想された。

(2)司法書士制度にも具体的に大きな変化があらわれはじめた。それ以前は漸増だった司法書士人口が2003年以降急激な増加をみせはじめる。また、2003年から認定を受けた

司法書士の簡裁代理権が認められるようになる。また、司法書士は比較的早い時期からADRへの関心を強め、自主的にメディアーター・トレーニングを実施してきた。本研究を開始した当時、紛争を経験した市民がアクセスする相談機関として司法書士制度の基盤が整備されつつあったのである。

(3)他方で、わが国において、紛争を経験した市民が、どのような相談機関探索行動をとるかは、これまで明らかにされてこなかった。どのような種類の紛争を経験した市民が、どのような相談機関を選択するのか。そして、その中で司法書士はどのように活用されているのか。わが国では、紛争当事者の相談機関探索行動の実態に関する知見は得られていなかった。

2. 研究の目的

(1)本研究は、市民による広範な法的サービス獲得活動のうち、司法書士によって提供されるサービスを主な対象として、その実態を明らかにすることを目的とする。

(2)全国的な法使用行動調査を実施し、その定量的データをもとに紛争経験者の属性、地域、紛争類型、サービスの特徴、利用者の評価などの観点から分析をおこない、司法書士の法的サービスの特徴を明らかにする。

(3)法使用行動調査では、相談機関の1つとして弁護士も選択肢にあげられており、今般の司法改革において部分的に弁護士と同等の機能を獲得した司法書士が、弁護士との比較でどのような特徴を有するのかを明らかにする。

(4)主に以上の定量的調査の成果から明らかにされる市民の司法書士使用の実態に基づいて、司法書士制度に対する司法政策的課題を析出する。

3. 研究の方法

(1)本研究は、神戸大学グループと早稲田大学グループと合同で実施した法使用行動調査を主なデータとしてその分析をおこなうものである。本調査は2006年3月～5月にかけて訪問面接法により全国規模で実施された。

(2)訪問面接法調査でトラブル経験を回答した者のうち、質的インタビュー調査への協力依頼に応諾した少数の人に、2007年2月～3月にかけてインタビュー調査が実施された。

(3)先行して実施された予備調査および法使用行動調査の結果得られた定量的データの整理および統計的解析、インタビュー調査によって得られた定性的データの分析をおこなう。

4. 研究成果

(1)法使用行動調査の単純集計結果：2006年

に11,000人を対象とした法使用行動調査では、5,330人の有効回答、1850人のトラブル経験者を得て、そのデータ概要を『法使用行動調査基本集計書』（樫村志郎編 2008年12月発行）にまとめた。

(2)定量的データに基づく司法書士使用の実態分析：法使用行動調査の定量的データにおける司法書士使用の特徴は次の諸点に見いだせる。第一に、もっとも司法書士を使用する事件類型は不動産賃貸借トラブルである（図1）。このタイプ紛争の相談先として他の相談機関と比較しても第三位（15.6%）と顕著である。なお、2005年に大阪府で実施した予備調査の結果では、債権債務事件での司法書士使用がもっとも多かったが、本調査ではそもそも債権債務トラブル経験者自体の出現が少なかった。第二に、司法書士利用者は、すでに知っていたか家族・友人の人的なネットワークから司法書士へのアクセスにいたっている。第三に、司法書士に関しては、世帯収入が比較的多い当事者の利用が目立つ。第四に、司法書士を使用したトラブル経験者は相談当初は法的助言提供の期待がないが、実際には法的助言の提供を得ている傾向が見られる（表1）。第五に、司法書士を使用したトラブル経験者の満足は比較的高い。

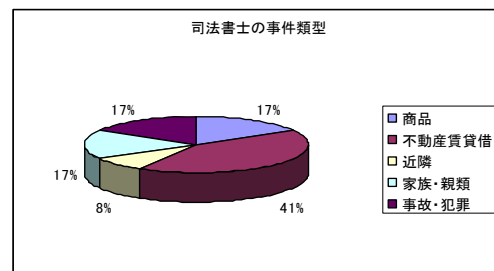


図1 司法書士使用の事件類型

		期待		合計
		あり	なし	
司法書士の機能	あり	度数 3	4	7
	総和の %	27.3%	36.4%	63.6%
なし	なし	度数 1	3	4
	総和の %	9.1%	27.3%	36.4%
合計	度数	4	7	11
	総和の %	36.4%	63.6%	100.0%

表1

以上から、次のような司法政策的課題が析出される。司法書士は、従来からの主要業務である不動産（登記）と関連したトラブルでの

相談先として重要な選択肢となっていることが推測される。この種のトラブルが他の複雑または係争額の大きい関連問題が明らかになった場合、現在の制度枠組においては司法書士単独で助言処理にあたるのは困難であると考えられる。その場合に、たとえば他の専門職や公的機関との協働の可能性が探られるべきである。また、現状では司法書士へのアクセス・ルートは弁護士以上に人的紐帯に依拠していることが推測されるが、幅広い潜在的利用者からのアクセスを可能にする適正な方法が工夫される必要がある。

(3) トラブル経験者の弁護士、弁護士会法律相談、司法書士へのアクセスの比較：法使用行動調査における弁護士および弁護士会法律相談と比較の中では、司法書士使用の特徴は次の諸点に見いだせる。第一に、第一番目の相談機関、第二番目の相談機関としてこの三者の利用割合はほぼ変わらず、弁護士が約7割ともっとも利用が多いのに対して、司法書士は1割強である。第二に、他と比較して司法書士の場合、やはり不動産賃貸借トラブルの相談が顕著である。第三に、他に比べて司法書士の場合、アクセスはほとんど人的ネットワークを介している。第四に、司法書士を相談機関として選択した利用者（第一の相談機関(図2)、第二の相談機関いずれも)は、他の二者を選択した場合に比較して、以後の相談機関探索行動を停止する割合が多い。なお、多様な相談機関から司法書士相談へ向かう探索行動には規則性は見いだせない。

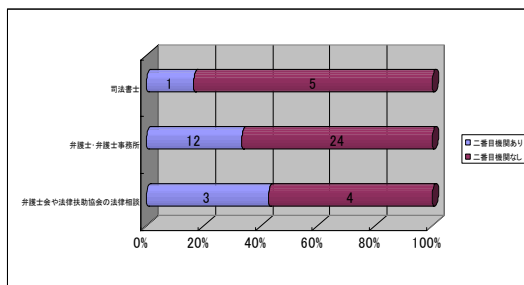


図2

(4) トラブル経験者による司法書士使用のケース分析：インタビュー調査で得られた定性的データの一部から、司法書士の使用には次のような特徴が見いだせる。不動産賃貸借トラブルの事案で、相談にあたった司法書士は、よく話を聴く態勢にあったことが報告されており、定量的データで確認された表層の法的解決に関する助言にとどまらない背景的状况をふまえた助言がなされる可能性が推測される。他方で、司法書士の助言も経済コストの観点からさらなる紛争行動を断念する方向での助言で止まることもあり、その場合には利用者の満足が低下する可能性があ

る。

(5) 弁護士と依頼者とのズレに関する研究：本研究の遂行過程で蒐集した弁護士に関する実態調査データから、次のような知見が獲得された。第一に、近年、弁護士の依頼者との応接の中で「話を聴く」ことの重要性が指摘されているが、「話を聴く」弁護は同時に依頼者からの反論を誘発する関係をも形成し、対立を維持しながらそれぞれのスタンスをさぐる過程がある。第二に、弁護士の助言が自分に有利な場合であっても、なお依頼者は種々の手段を用いて倫理的な迷いをみせることがあり、弁護士はそれにつきそいながら法の発動をすすめる場面がある。第三に、弁護士の法的サービス提供は、弁護士単体で行われるというよりも、補助者の効果的な補助を得てより迅速かつ適切になされる。

(6) 司法書士型 ADR の研究：本研究の過程で蒐集検討をおこなった司法書士会 ADR について、次のような知見が獲得された。司法改革で簡裁代理権を獲得した司法書士は、簡裁事物管轄の範囲で正当に紛争処理を担うことができるようになったが、日常的に携わっている事件の多くは多重債務案件であり、当事者双方の対話を促進させる「聴く」技術を中心とした ADR の実践とは必ずしも合致しない実践様式が浸透している危険性が伏在している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 仁木恒夫 「紛争当事者と弁護士の接触初期段階の一場面——危機的な対立と聴く実践」法社会学 70 号 197-205 頁、査読無 2009 年
- ② 仁木恒夫 「少額訴訟制度施行 10 年を迎えて～一般市民利用者にとっての少額訴訟制度の『機能化』」月報司法書士 2008 年 12 月 2-7 頁、査読無
- ③ 仁木恒夫 「規制改革後の司法書士の変容」月報司法書士 2006 年 10 月号 20-25 頁、査読無
- ④ 仁木恒夫 「法律相談過程における弁護士と依頼者の対立」立教法学 70 号、2006 年、465-486 頁

〔学会発表〕(計3件)

- ① 日本法社会学会 2008 年 5 月(神戸大学)「紛争当事者と弁護士の接触初期段階の一場面」
- ② Law and Society Association in Berlin “Judicial Scrivener in Japan” 2007 年 7 月
- ③ 日本法社会学会 2007 年 5 月(新潟大学)「市

民の司法書士使用の特徴」

〔図書〕（計3件）

①仁木恒夫「弁護士面談における紛争解決方針の構築と依頼者の主体性」河野正憲他編『民事紛争と手続理論の現在』法律文化社、2008年、652-668頁

②仁木恒夫「司法書士の法的サービスの特徴——市民の法使用の実態と課題——」特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」ワーキングペーパー第1集 2007年10月133-144頁

③麻田恭子・加地修・仁木恒夫『リーガルコーディネーター』信山社2006年

④仁木恒夫「『単純』事務作業の創造性——法律事務員の主要業務についての試論——」和田仁孝・佐藤彰一編『弁護士活動を問い直す』商事法務2004年123-147頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

仁木 恒夫 (NIKI TSUNEO)

大阪大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：80284470

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者